



# 令和3年度 宜野座村立幼稚園 預かり保育募集要項



**1. 利用条件** 宜野座村立幼稚園に在園する幼児で、保護者が下記の理由により午後の保育を必要とし、年間を通して預かり保育を利用する者に限ります。

長期：①保護者が就労している場合  
②その他、園長が預かり保育が必要であると認められる状況の場合

一時：①保護者の傷病又は出産による入通院  
②保護者の災害又は事故  
③保護者の家族の看護又は介護  
④その他、園長が預かり保育が必要であると認められる状況の場合  
※一時預かりは月10回以内の利用となります。

※年度途中からでも上記の条件を満たしていれば申込可能です。

## 2. 手続きの流れ

### ①必要書類

1. 預かり保育申込書（様式第4号）※裏表あり
2. 保護者の就労の状況等がわかる証明書（以下、必要書類）

|      |  |
|------|--|
| 会社勤め | 勤務証明書  |
| 自営業  | 勤務証明書+確定申告書の控えまたは市町村民税申告書（どちらも最新のものをご提出ください） |

※世帯分離していない同居人がいる場合、その家族の勤務証明書も必要です  
※特別な配慮を必要とする幼児の場合は、必ず教育委員会にご相談ください

### 3. 幼稚園預かり保育料納付方法アンケート

### 4. その他の書類（必要な方のみ）

※保護者の妊娠又は出産、家族等の介護は、状況確認が可能な書類をご提出ください  
※就労以外の理由で利用を希望される方は、教育委員会へご相談ください

### ②提出先について ※締切厳守

締切：令和3年3月5日（金）午後5時まで

場所：宜野座村教育委員会 教育課（中央公民館内）

※年度の途中で預かり保育の中止や住所、勤務先の変更、その他生活に変化が生じたら、幼稚園または教育委員会へお申し出ください。

### ③預かり保育可否について

3月中に配布、または郵送にて送付致します。預かり保育が認められない場合は、お電話にて事前にご連絡します。

## 3. お問い合わせ先

宜野座村教育委員会 教育課（968-8522）  
松田幼稚園（968-4340）  
宜野座幼稚園（968-4356）  
漢那幼稚園（968-4357）





# 宜野座村立幼稚園 預かり保育について



子育て支援という観点から、親子が安心して生活できることをねらいとして、幼稚園時間終了後から預かり保育を実施しています。

1. 保育時間 幼稚園の保育時間終了から午後6時30分まで ※時間厳守  
 ※お迎えは午後6時30分までに保護者の方が幼稚園にお迎えをお願いします。  
 ※令和3年4月12日（月）から預かり保育が始まります

2. 保育実施場所 通園している幼稚園（松田幼稚園・宜野座幼稚園・漢那幼稚園）

3. 保育料及び副食費（おやつ代） ※令和元年度から長期預かり保育の保育料は無償です

| 長期預かり保育              | 一時預かり保育                               |
|----------------------|---------------------------------------|
| 月額 1,000 円<br>※副食費のみ | 1回 500 円<br>※保育料・副食費含む<br>※月10回まで利用可能 |

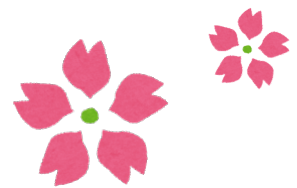


4. お支払い方法 ※3ヶ月以上滞納した場合は、預かり保育を中止することがあります。

|                  |   |                   |
|------------------|---|-------------------|
| □座振替<br>(長期のみ)   | 取扱金融機関にて手続きし、毎月20日に引き落とし<br>※20日が祝日または土日の場合、20日を過ぎた最初の平日<br>※取扱金融機関：沖縄県農業協同組合、県内ゆうちょ銀行、琉銀、沖銀、海銀   | 5月から開始<br>※4月は納付書 |
| 納付書<br>(長期・一時)   | 利用した月の20日までにお支払いください。<br>※納付書は前期（4～9月分）・後期（10～3月）で各月分発行しお渡しします<br>※取扱金融機関または各コンビニエンスストアにて支払い可能です  |                   |
| スマホ決裁<br>(長期・一時) | PayPay、LINE Pay、OKIPay、ゆうちょ Pay<br>※納付書は前期（4～9月分）・後期（10～3月）で各月分発行しお渡しします<br>※スマホアプリ納付では領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストア等の支払いカウンターで納付ください |                   |

5. 預かり保育の休業日（下記以外の日は預かり保育を実施します）

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日
- (2) 4月1日から4月9日までの日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 慰霊の日 6月23日
- (5) 旧盆（ウークイ）の日 9月2日
- (6) 教育委員会が指定した日及び園長が必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日（入園式の日、修了式の日）



6. 長期休業期間中の預かり保育実施日(予定) ☆保育時間 8:15～18:30(開門 8:00)

- ・夏季休業期間 令和3年7月21日～8月23日
- ・冬季休業期間 令和3年12月27日、28日、令和4年1月4日、5日 ※4日間
- ・学年末休業期間 令和4年3月22日～3月31日

7. 預かり保育の変更・停止 ※変更・停止する2週間前までに教育委員会へ要連絡  
 ⇒預かり保育の利用変更・停止には「預かり保育変更届」の提出が必要です。